

平成27年度

補助金名：薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金 評価表 NO.

37

所管部課名	商工観光部 観光・シティセールス課							
事務事業名	観光物産連携事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	28,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	28,000 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	活動内容		別紙事業報告書	平成32年度				
成果指標②	観光物産協会友の会会員数		167	平成32年度				
補助対象者	株式会社薩摩川内市観光物産協会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 給与及び賃金等 事務消耗品費 光熱水費 その他運営及び事業の実施に当たり必要と認められる経費 							
補助対象事業・活動の内容	観光・特産品の振興及び地域の活性化							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額内							
上記項目の積算方法								
補助を 過去3カ 年の事業 (団体) 等の 状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		144,109,138	83.1%	180,349,212	86.6%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			142,103,815	82.0%	179,602,292	86.2%
		寄付金・その他助成			2,005,323	1.2%	746,920	0.4%
		市補助金			29,273,000	16.9%	28,000,000	13.4%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		173,382,138	100.0%	208,349,212	100.0%
	支出	事業費				0.0%		0.0%
		人件費			60,519,109	35.3%	70,084,549	34.1%
		その他事務費			110,866,703	64.7%	135,686,878	65.9%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		171,385,812	100.0%	205,771,427	100.0%
	支出計/前年度支出計				1,996,326		2,577,785	
自己資金/前年度自己資金						125.1%		
翌年度繰越金/市補助金					0.0%	0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②					139	149		
特記すべき事項等	【前回評価】なし(平成25年度創設)							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	観光案内所の運営及び地域イベントの実行委員会への参加並びに親善大使事業の運営、ツーリズム団体への運営支援等を実施し、不特定多数の利益に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①観光・特産品の開発・販売による地域雇用の拡大と所得の向上を図ることと、公益性の高い観光案内所等の運営、地域イベントの実行委員会へ参加するため必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	旅行者及び地域住民・事業者のニーズに合致しており、目標の達成のための観光・特産品の振興が図れる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	観光・特産品の開発・販売、観光案内所等の運営を行ううえで、行政が行うより専属の組織が行うほうが効率がよく適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	観光・特産品について、本市内でワンストップサービスを行い、かつ、観光・特産品の振興を一元的に図る唯一の団体である。よって、補助が妥当性を欠いているとはいえないと考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	平成27年度終了
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	営利部門と非営利部門があり、非営利部門は公共性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	観光・特産品の振興を行うためには、協会への交付が適当であり、本市で観光・特産品を一元的に扱う協会の運営を充実させることが最も適当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 平成27年度補助終了 公益事業による地域貢献を自主採算で行うことを目標に会社設立したもので、既定のとおり事業開始3年で補助を終了するもの。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光・特産品の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 給与及び賃金等
- (2) 事務消耗品費
- (3) 光熱水費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、薩摩川内市観光物産協会の運営及び事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自

ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 活動内容
(2) 観光物産協会友の会会員数
(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市観光物産協会運営支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年8月10日から施行する。